# 平成28年度以降の復旧・復興事業に係る政府基本方針についての岩手県の考え方



陸前高田市「奇跡の一本松」と「希望のかけはし」(平成26年11月撮影)

平成27年5月26日



# I 総論

- ➤ 復興は、岩手県内では平成27年度末でまだ全体の半分程度の進捗。 [復興まちづくり(面整備)4割、災害公営住宅6割、海岸保全施設5割]
- ➤ このため、平成28年度以降においても、**集中復興期間の延長とこれまでと同様の財政支援措置の継続を求めてきた**ところ。
- ➤ 5月12日の政府基本方針で、自治体負担拡大の方針が示されたことは、<mark>被災自治体にとって厳しいものであり、極めて残念</mark>。
- ➤ 県や沿岸市町村は、財政状況が厳しい中、国の事業の対象とならない復興事業を単独 事業として実施。
  - 被災地の自治体や被災者の皆さんも『自立の気概』を持って復興を進めているところ。
- → 今回の地方の一部負担の実施により、『復興事業の減速・停止の危険性』『被災自治体の財政状況の悪化』といった懸念の声。
- ➤ 本格復興がこれからという被害の大きな市町村ほど負担を強いられる結果となり、不公平との意見もあること。
- ★ 被災自治体の財政調整基金が被災前よりも増えているとの指摘があるが、これには震災 復興特別交付税の精算分として国に返還するものなども含まれており、額面だけで判断できないこと。
- ➤ また、復興のステージに合わせ、より内容を拡充する施策や、現在想定されない新たな 課題に対応した施策もあってしかるべき。
- ➤ 以上のことから、これまでと同様の財政支援措置を継続すること。

# Ⅱ 各 論(具体的な問題例)

### 1 直轄事業について

### (1) 道路の整備について

- ➤ 道路は被災地の復興にとって重要な位置付けであり、 復興道路、復興支援道路の整備が国の復興期間内 に完了するようにお願いしたいこと。
- ➤ 縦軸の三陸沿岸道路並びに横軸の宮古盛岡横断 道路及び東北横断自動車道釜石秋田線は復興の リーディングプロジェクトとして整備を進めており、復興 の基幹的事業として10/10国負担での整備とすること。

# (2) 港湾の整備について



久慈港の湾口防波堤は、**防災まちづくりの前提となる施設であり、基幹的事業として引き続き10/10国負担**での整備とすること。

#### 2 復興交付金(効果促進)事業について

- ➤ 復興交付金(効果促進)事業のうち、土地区画整理事業等の基幹事業と一体的に進められている下水道の整備などについては基幹的事業の扱いとすること。
- ➤ 復興交付金(効果促進)事業のうち、既に交付決定を 受けている事業の繰り越し分や、平成27年度までに一 括配分を受けているものについては引き続き10/10国 負担とすること。



宮古市 防災集団移転住宅団地整備 (平成26年11月撮影)

## 3 社会資本整備総合交付金(復興)事業について

- ➤ 社会資本整備総合交付金(復興)により実施している事業は、住民の安全に直接関わる防潮堤や水門、震災時において沿岸部を支援するために使われた道路等の整備など、復興を進めていく上で基幹的な事業であることから、基本的に一般会計に移すことなく復興特会での措置を継続すること。
- ➤ 特に、防潮堤及び水門の整備については、住民の命を守るために不可欠 な事業であることから、引き続き10/10国負担での整備とすること。

### 4 住宅再建の加速について

今回の方針で「住宅再建等を加速」とされていることから、特に**被災者の住宅の自力再建の支援拡充**を行うこと。

## 5 任期付職員の経費について

被災自治体においては、平成28年度以降においても、復興を進めるマンパワーが必要とされることから、他自治体からの職員派遣の経費に加え、被災自治体が雇用する任期付職員の経費についても基幹的事業に位置付けること。

## 6 震災等対応雇用支援事業について

震災等対応雇用支援事業のうち、被災者の見守り支援業務や被災者支援 相談に対応する従事者の経費については、今後も継続して行う必要があるこ とから、引き続き10/10国負担とすること。

### 7 原発事故関連事業について

原発事故関連の**放射線影響対策に関連する事業**については、**引き続き** 10/10国負担での実施とすること。 [例:東日本大震災農業生産対策交付金 等]

## 8 被災県及び被災市町村からの意見聴取について

今後、地方負担を求める具体的な事業や負担割合が示された後においても、 県に加え被災市町村とも個別かつ十分に協議を行い、今後の復興の進捗に 支障のでることのないよう、きめ細かな対応を行うこと。

## Ⅲ おわりに

今後、ラグビーワールドカップ2019、さらには東京2020オリンピックなどの開催を控え、 復興を加速化し、地方創生のモデルを被災地で実現するためにも、被災地の実態 を踏まえ、引き続き国や被災市町村などと力を合わせていきたい。

# 平成 28 年度以降の復旧・復興事業に係る政府基本方針に対する市町村の意見(主なもの)

#### 1 一部負担の考え方や地方への影響について

- **国は、当初、「復旧・復興は国が責任をもってやる」と明言**した原点に立ち返るべき。 集中復興期間中に事業が完了できない所がでることは最初から想定されていたこと。 その途中で負担を求めるというのは撤回すべき。
- 「復興は着実に進展している」としているが、復興はまだ道半ば。**復興庁の理解は、** 被災地の実情とかけ離れており、被災地に寄り添った内容としてほしい。
- 国は地方の財調基金が積み上がっており、**地方が潤ってきているから一部負担が可能 との認識**だが、国への返還金が入っており、自由に使えるわけではない。
- 「一部負担」により**被災市町村の財政状況に大きな影響を及ぼすことを懸念**。被災して体力が低下している**自治体の財政力を鑑み、負担率は極力軽減**すべき。
- 新聞報道のとおり地元負担を1~3%に抑えるというなら、国の財政にはほとんど 影響はないはず。そこで地方負担を求める理由が理解できない。
- 湾口防波堤の完成を前提として防災まちづくりを計画しているので、**県負担が発生** することによる事業の遅れを懸念。
- 「復興道路」「復興支援道路」に係る**整備事業費は膨大であり、県の負担が発生する** となれば、事業の遅れが懸念される。また、県の通常事業にも影響が出ないか心配。
- **復興と関係のない事業に使われたのは「被災地」ではなく「被災地以外」**ではないか。 このことを見直しの前提としていることは被災地として納得できない。
- 被害が比較的小さく、平成27年度までに復興事業が完了する自治体は全額国費負担で、 被害が大きく、平成28年度以降も復興事業が継続する自治体に一部負担が生じることは 著しく公平性に欠ける。
- 甚大な被害を受け、公共施設もほとんど復旧できていない状況にあり、**現在想定されない 新たな事業が必要**になる。そうした事業への支援を国にお願いしたい。

#### 2 復興交付金(効果促進)事業について

- 基幹事業と同様に**効果促進事業についても一部負担の対象とならないよう**にしてほしい。
- 土地区画整理事業を基幹事業とする「がれき処理事業」「下水道事業」「かさ上げ事業」 などの効果促進事業は基幹事業と一体・不可分で、復興まちづくりには欠かすことのできない事業。これ以上の負担は財政的に無理があるので、平成28年度以降は基幹事業と見なすなどの柔軟な対応をお願いしたい。
- 効果促進事業の一括配分の残があるが、**査定が厳しくて実際は使えない。**
- 効果促進事業について、全体分を配分するよう求めたが、平成28年度以降の配分が認められていない。**平成28年度以降に配分されることで一部負担が生じることを懸念**。
- 平成28年度以降に繰り越して実施する事業と、平成28年度以降に配分を受けて実施する事業の**地方負担に差が生じないよう配慮**願いたい。
- 平成27年度までに基金造成された計画事業については、**平成28年度以降に執行がずれ 込んだ場合でも一部負担が生じないような取り扱い**にすべき。
- 被災跡地の利活用が今後の課題であり、基幹事業や効果促進事業で対応したい。新た に基幹事業の導入の必要が生じた場合の配慮や、効果促進事業の地方負担割合の軽減に 配慮してほしい。

#### 3 震災等対応雇用支援事業について

○ 震災等対応雇用支援事業を終了する理由として雇用の改善が図られたと説明しているが、改善は一時的なものと認識。有効求人倍率のみで判断しないようにしてほしい。 仮設住宅に住む被災高齢者の支援などを継続する必要があり、本事業を残してほしい。

#### 4 被災自治体の意見の反映について

○ 国は、被災自治体と協議することを明言しているので、復興支援の枠組みを決定する 前に**復興庁と被災市町村が個別かつ十分に協議する機会を設けてほしい。** 

#### 岩手県における災害公営住宅・面整備・海岸保全施設の整備見込(平成27年度末)

